

○ 労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令

(平成27年6月10日政令第250号)

内閣は、労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)の一部の施行に伴い、並びに労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条第1項、第57条の2第2項及び第103条の規定に基づき、この政令を制定する。

(労働安全衛生法施行令の一部改正)

第1条 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)の一部を次のように改正する。

第18条第1号を次のように改める。

- 一 別表第9に掲げる物(イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

第18条第1号の2から第38号までを削り、同条第39号中「前各号」を「別表第9」に改め、同号を同条第2号とし、同条第40号を同条第3号とする。

第18条の2中「別表第9に掲げる物」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 別表第9に掲げる物
- 二 別表第9に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 別表第3第1号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

第18条の3(見出しを含む。)中「第57条の3第1項」を「第57条の4第1項」に改める。

第18条の4(見出しを含む。)中「第57条の3第1項ただし書」を「第57条の4第1項ただし書」に改める。

第18条の5(見出しを含む。)中「第57条の4第1項」を「第57条の5第1項」に改める。

別表第3中「第17条」の下に「第18条、第18条の2」を加える。

別表第9中「名称等を」の下に「表示し、又は」を、「有害物(」の下に「第18条、」を加え、同表第634号及び第635号を削る。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第2条 厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)の一部を次のように改正する。

第71条第2号中「第57条の3及び第57条の4」を「第57条の4及び第57条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成28年6月1日)から施行する。(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令第18条各号に掲げる物(第1条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令第18条各号に掲げる物に該当するものを除く。)であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成29年5月31日までの間は、労働安全衛生法の一部を改正する法律による改正後の労働安全衛生法第57条第1項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令

(平成27年6月23日厚生労働省令第115号)

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の一部の施行及び労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成27年政令第250号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第10条第1項第5号、第57条の3第1項、第60条第3号、第88条第1項ただし書及び第103条並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条第2号及び第3号並びに第18条の2第2号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令を次のように定める。

労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令

(労働安全衛生規則の一部改正)

第1条 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号及び第21条第2号中「第28条の2第1項」の下に「又は第57条の3第1項及び第2項」を加える。

第22条第2号中「第28条の2第1項」の下に「又は第57条の3第1項及び第2項」を加え、同条第5号中「第57条の3第1項及び第57条の4第1項」を「第57条の4第1項及び第57条の5第1項」に改める。

第24条の2第2号中「第28条の2第1項」の下に「又は第57条の3第1項及び第2項」を加える。

第24条の14第1項中「以下この条及び次条」を「次項及び第24条の16」に改め、同項第1号中口を削り、ハを口とし、ニからトまでをハからへまでとする。

第24条の15第1項中「(危険有害化学物質等)」を「(化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの)」に、「この項」を「この条及び次条」

に改める。

第30条中「第18条第39号」を「第18条第2号」に、「下欄」を「中欄」に、「及び同表の備考欄に掲げる物」を「並びに4アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が1パーセント未満のものに限る。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。

一 危険物（令別表第1に掲げる危険物という。以下同じ。）

二 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物

三 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

第31条中「第18条第40号」を「第18条第3号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条ただし書の物を除く。

第31条第1号中「1パーセント」を「0.1パーセント以上1パーセント以下」に改める。

第32条中「票せんをはりつけて」を「票箋を貼り付けて」に改め、同条ただし書中「すべて」を「全て」に、「票せんをはりつける」を「票箋を貼り付ける」に、「同項第1号ハからホまで」を「同項第1号ロからニまで」に、「票せんを容器」を「票箋を容器」に改める。

第33条中「第57条第1項第1号ホ」を「第57条第1項第1号ニ」に改める。

第34条の2中「別表第9第634号」を「第18条の2第2号」に、「別表第2の2」を「別表第2」に、「同表の備考欄に掲げる物」を「ニトログリセリンを含有する製剤その他の物（98パーセント以上の不揮発性で水に溶けな

い鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が〇.01パーセント未満のものに限る.)」に改める。

第34条の2の2中「別表第9第635号」を「第18条の2第3号」に改める。

第34条の2の6中「別表第9第1号から第633号まで」を「別表第9」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等)

第34条の2の7 法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査(主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第1項において「調査」という。)は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物(以下この条及び次条において「調査対象物」という。)を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
- 二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 三 前2号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法(調査のうち危険性に係るものにあつては、第1号又は第3号(第1号に係る部分に限る。)に掲げる方法に限る。)

により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

- 一 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法
- 二 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法
- 三 前2号に掲げる方法に準ずる方法

(調査の結果等の周知)

第34条の2の8 事業者は、調査を行つたときは、次に掲げる事項を、前条第2項の調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

- 一 当該調査対象物の名称
- 二 当該業務の内容
- 三 当該調査の結果
- 四 当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容

2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(指針の公表)

第34条の2の9 第24条の規定は、法第57条の3第3項の規定による指針の公表について準用する。

第34条の3第1項及び第34条の4中「第57条の3第1項」を「第57条の4第1項」に改める。

第34条の5及び第34条の7中「第57条の3第1項第1号」を「第57条の4第1項第1号」に改める。

第34条の8及び第34条の9(見出しを含む。)中「第57条の3第1項第2号」を「第57条の4第1項第2号」に改める。

第34条の13(見出しを含む。)中「第57条の3第1項第4号」を「第57条の4第1項第4号」に改める。

第34条の14第1項中「第57条の3第3項」を「第57条の4第3項」に改める。

第34条の15及び第34条の17中「第57条の3第

4項]を「第57条の4第4項」に改める。

第34条の18及び第34条の19（見出しを含む。）中「第57条の4第1項」を「第57条の5第1項」に改める。

第34条の20中「第57条の4第3項」を「第57条の5第3項」に改める。

第34条の21中「第57条の4第1項」を「第57条の5第1項」に改める。

第40条第1項第1号中「第28条の2第1項」の下に「又は第57条の2第1項及び第2項」を加える。

第87条第1号中「第28条の2第1項」の下に「又は第57条の3第1項及び第2項」を加える。

第254条中「（令別表第1に掲げる危険物をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第30条、第34条の2関係）

※編注：以下、中災防安全衛生情報センターホームページ参照。

<http://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-269-1-0.htm>

○ 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件

（平成27年6月26日厚生労働省告示第301号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の3第1項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

※編注：一覧表は、中災防安全衛生情報センターホームページ参照。

<http://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-167-1-0.htm>

○ 「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申 ～鋳物を製造する工程において、砂型を造型する作業にも呼吸用保護具の着用が必要になります～

（平成27年7月8日）

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部長）に対し、「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問し、同審議会安全衛生分科会じん肺部会（部会長 土橋 律 東京大学大学院工学系研究科教授）で審議した結果、同審議会から妥当であるとの答申があった。

今回の改正案は、厚生労働省の委託を受けた研究チームがまとめた「鋳物工場での砂型造形作業における粉じんばく露リスクの調査研究報告書」をもとに同審議会安全衛生分科会じん肺部会が検討し、砂型を用いて鋳物を製造する工程において砂型を造型する場所における作業に

ついても粉じん作業として定め、砂型を造型する作業については有効な呼吸用保護具の着用が必要との規定を加えたものである。

厚生労働省は、この答申を踏まえ、速やかに省令の改正作業を進める（平成27年7月公布、10月1日施行予定）。

【省令案のポイント】

- これまで粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則において粉じん作業として定められていなかった、鋳物工場の製造作業の工程のうち砂型を造型する場所における作業についても、粉じん作業として定める。
- 砂型を造型する作業について有効な呼吸用

保護具の着用が必要となり、砂型を造型する場所における作業についてじん肺健康診断を行うことが必要となる。

※編注：詳細は厚生労働省ホームページ参照。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000091421.html>

別添1 諮問文

別添2 答申文、

参考1 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

参考2 鋳物工場における砂型造形作業に係る調査研究報告書について（概要）

○ 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申
～ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーを特定化学物質として規制します～

（平成27年7月24日）

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授）に対し、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行った。

これらの諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 土橋 律 東京大学大学院工学系研究科教授）で審議が行われ、同審議会から、いずれも妥当であるとの答申があった。

厚生労働省は、この答申を踏まえて速やかに政省令の改正作業を進める（平成27年8月公布、平成27年11月1日施行予定）。

【政省令案のポイント】（詳細は別添3）

1. ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーを特定化学物質に追加

ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーを、化学物質による労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加する。

これにより、ナフタレンまたはリフラクトリーセラミックファイバーを含む製剤の製造

や、これらを取り扱う業務を行う場合には、新たに、化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などが義務付けられ、作業環境測定や健康診断の結果、作業の記録などを30年間保存することが必要となる。

2. 1,2-ジクロロプロパンによる清掃業務について、健康管理手帳の交付要件を「従事経験2年以上」に短縮

屋内作業場などにおいて、1,2-ジクロロプロパンによる印刷機、その他の設備を清掃する業務について、労災認定状況を踏まえ、健康管理手帳の交付要件である従事経験年数を現在の「3年以上」から「2年以上」に短縮する。

※編注：詳細は厚生労働省ホームページ参照。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000091530.html>

別添1 諮問文

別添2 答申文

別添3 政省令案の概要

○ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく対策の推進について

(平成27年7月24日基発0724第2号, 厚生労働省労働基準局長名, 都道府県労働局長宛)

過労死等の防止のための対策に関する大綱(以下「大綱」という.)の作成については、「過労死等の防止のための対策に関する大綱の作成について」(平成27年7月24日付け基発0724第1号, 別添)により通知したところであるが, 大綱に基づく対策の推進に当たっては, 下記に留意の上, 遺漏なきを期されたい。

記

1 過労死等防止のための対策の基本的考え方

(1) 当面の対策の進め方

過労死等の発生要因等は明らかでない部分が少ないことから, 実態解明のための調査研究を早急に行い, その成果を踏まえ, 啓発, 相談体制の整備等, 民間団体の活動に対する支援等を行うことが効果的である。しかしながら, 過労死等防止は喫緊の課題であることから, 調査研究の成果を待つことなく, 3に示すところにより対策に取り組むこと。

目標のうち, 週労働時間60時間以上の雇用の割合, 年次有給休暇取得率, メンタルヘルス対策に関するものについては, 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定), 「第12次労働災害防止計画」(平成25年2月25日)等に既に掲げられているものであるが, 現在までのところ, これらの目標が達成されていないことから, できるだけ早期に目標を達成することができるよう, 過労死等防止対策に積極的に取り組むこと。

(2) 各対策の基本的考え方

大綱においては, 第3の2に各対策の基本的考え方が示されているところである。対策の推進に当たり, 第2の6に示されている課題と併せ, これらの基本的考え方を十分理解すること。

2. 調査研究等

過労死等の実態解明のための調査研究等については, 以下のとおり独立行政法人労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター(以下

「過労死等調査研究センター」という.)において, また, シンクタンクへの委託等により実施することとしているので, 了知すること。

また, 過労死等調査研究センターに対しては, (1)の過労死等事案の分析に必要な関係資料の提供等について, 局内関係部署間の協力のもと行うこと。

(1) 過労死等事案の分析

過労死等に係る労災認定事案又は労災請求されたが業務上認定されなかった事案, 過重労働と関連すると思われる労働災害等の事案について, 都道府県労働局(以下「局」という.)が保有する調査復命書等の関係資料を過労死等調査研究センターに集約し, 分析を行うこととしている。

なお, 公務災害認定事案等については, 公務員制度を所管する官庁において所要の対応がなされる予定である。

(2) 疫学研究等

ア 疫学研究

過労死等調査研究センターにおいて, 企業等の協力を得て, 勤労者集団を設定し, 当該集団における個々の労働者の健康状態, 勤務状況等を長期間にわたり追跡調査することとしている。

イ 職場環境改善対策

過労死等調査研究センターにおいて, アの疫学研究の対象となる企業等から, 職場環境改善対策を講じている事業場と講じていない事業場を選定し, それぞれの労働者の健康状況等を比較することにより, 当該対策の効果を検討することとしている。

ウ 循環器疾患による死亡と関連した事項に関する研究

過労死等調査研究センターにおいて, 循環器疾患による死亡との関連性が指摘されている事項について, 安全, かつ簡便に測定する手法の研究開発を進め, 当該手法を用いて, 被験者からデータを収集し, 脳・心臓疾患との関連を分析することとしてい

る。

エ その他

労災疾病臨床研究補助金の平成27年度公募課題においても、過労死等に係る調査研究を実施している。

(3) 過労死等の労働・社会分野の調査・分析

平成27年度は、本省において、シンクタンクへの委託により、過労死等と関連性を有する統計についての情報収集、分析を行うとともに、企業、労働者に対するアンケート調査（実態調査）を行うこととしている。

なお、平成28年度以降は、平成27年度の事業の成果等を踏まえ、重点とする業種、職種等を定め、それらについてより掘り下げた調査研究を行う予定である。

(4) 結果の発信

厚生労働省、過労死等調査研究センターにおいて、過労死等に係る労災補償状況、調査研究の成果等について、ホームページへの掲載等により公表することとしている。

なお、公務員の公務災害認定状況等については、公務員制度を所管する官庁において公表が予定されている。

3. 都道府県労働局における対策の進め方

国が取り組む重点対策は、大綱第4に示されているところであるが、以下により、その積極的な推進を図ること。

(1) 啓発

ア 国民に向けた周知・啓発の実施

本省において、事業者向け、国民向けの周知・啓発用のポスター、パンフレット等を作成するので、局・労働基準監督署（以下「署」という。）における窓口での配布はもとより、地方公共団体、関係団体等にも協力を求める等により、広く周知・啓発を行うこと。特に、11月は過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）で規定されている過労死等防止啓発月間であることから、これらのポスター、パンフレット等を活用した周知を集中的に行うこと。

併せて、遺族に対する精神保健に関する

相談支援等について、本省において、都道府県等を通じ、精神保健福祉センター等に対して周知・啓発の協力を要請することとしているので、局においても了知すること。

また、安全衛生優良企業公表制度については、過重労働対策やメンタルヘルス対策に取り組んでいる企業が社会的に評価されるよう、引き続き、本省においてはホームページで周知することとしているところである。局・署においては、「安全衛生優良企業公表制度の運営について」（平成27年3月20日付け基発0320第2号）の記の6に留意の上、発注者等も含め、広く周知すること。

イ 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施

本省においては、文部科学省と連携し、高等学校、中学校において労働条件等について理解を深める指導がしっかりと行われるよう学習指導要領の趣旨の徹底を図ることとしている。その際、労働関係法令に関するハンドブックの活用や、局が行う労働関係法規等の授業の講師派遣について周知を行う予定であるので、当面は高等学校、中学校等からの講師派遣の要請がなされた場合の対応について、引き続き適切に行うとともに、別途指示するところにより、局から都道府県教育委員会等に対して、講師派遣について、必要に応じて働きかけを行うこと。

また、本省において、大学生、高校生等の若年者を主な対象とする労働条件に関するセミナーを実施し、過重労働による健康障害防止等について説明を行うこととしていることから、引き続き、その周知を行うこと。

ウ 長時間労働の削減のための周知・啓発の実施

過重労働、賃金不払残業の疑いがある企業等に対する監督指導等及び過労死等を発生させた事業場に対する当該疾病の原因の究明、再発防止対策の徹底の指導は、引き続き、実施すること。

また、長時間労働の削減のためには、労働時間の適正な把握が重要であることか

ら、引き続き、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月6日付け基発第339号)の周知・啓発を行うこと。

労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条第1項の規定に基づく協定(以下「時間外・休日労働協定」という。)については、同法第106条第1項に基づき、使用者において労働者に周知させなければならないものであるが、引き続き、窓口指導、集団指導、監督指導等のあらゆる機会を通じて、この周知を徹底するよう指導すること。また、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成18年3月17日付け基発第0317008号)に基づき、月45時間を超えて時間外・休日労働を行わせることが可能である場合であっても、時間外・休日労働協定における特別延長時間や実際の時間外・休日労働の縮減について指導を行うこと。この際、リーフレット等を用いて、時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できることに留意するよう周知・啓発を行うこと。

併せて、大綱における「平成32年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下」とする目標を踏まえ、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすことに努めることや、長時間労働を削減するためには労働時間等設定改善指針に規定された各取組を行うことが効果的であることについて、「『今後の労働時間等設定改善関係業務の進め方について』の一部改正について」(平成27年4月10日付け基発0410第2号)を踏まえ、引き続き、積極的な周知・啓発を行うこと。

また、過半数労働組合がない事業場に対しては、協定が適切に結ばれるよう、本省において新たに作成することとしているリーフレット等を活用し、過半数代表者(過

半数代表者に選出されうる労働者)に対する周知・啓発を行うよう指導すること。

さらに、調査研究により得られた知見を踏まえ、必要に応じてリーフレット等を作成することとしているので、これらのリーフレット等が作成されたときには、それらを活用した周知・啓発を行うこと。

エ 過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施

「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月17日付け基発第0317008号)について、引き続き、事業者に広く周知・指導徹底を図ること。また、裁量労働制対象労働者や管理・監督者についても、事業者健康確保の責務があることから、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、医師による面接指導等を講じなければならないこと等について、引き続き、啓発指導を行うこと。

また、労働者数50人未満の事業場(以下「小規模事業場」という。)に対しては、産業保健総合支援センター地域窓口(地域産業保健センター)において、無料で面接指導を実施することができるので、利用するよう、引き続き、勧奨すること。

併せて、本省において新たに作成することとしているリーフレット等を活用し、必要な睡眠時間を確保することの重要性及び生活習慣病の予防など健康づくりに取り組むことの重要性についても、事業者、国民に広く周知・啓発を行うこと。

また、本省において、事業主、労働担当者等を対象とした「過重労働解消のためのセミナー」を実施するとともに、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を開設しているため、引き続き、その周知及び利用勧奨を図ること。

オ 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進

「『働き方改革』の推進について」(平成26年12月22日付け基発1222第1号)に基づき、引き続き、企業トップへの働きかけ等を行うこと。

本省において、先進的な取組事例や「働

き方・休み方改善指標」等について、「働き方・休み方改善ポータルサイト」による情報発信を行うとともに、「働き方改革シンポジウム」を開催することとしているので、これらの周知、利用・参加勧奨等を図ること。

年次有給休暇の取得促進については、「年次有給休暇取得促進期間」(10月)において集中的な広報を実施すること。また、本省において、地方公共団体と協働し、地域のイベント等にあわせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運を醸成することとしていることから、当該地域管轄の局においては、関係機関と必要な連携を図ること。併せて、本省において、地域の取組の好事例を地方公共団体に情報提供することとしていることから、局においても、地方公共団体の自主的な取組を促すよう配慮すること。

カ メンタルヘルスケアに関する周知・啓発の実施

「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(心理的な負担の程度を把握するための検査等関係)」(平成27年5月1日付け基発0501第3号)に基づき、平成27年12月より施行される「ストレスチェック制度」について、引き続き、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ること。また、「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」(平成21年3月26日付け基発第0326002号)等に基づき、引き続き、監督担当部署や労災補償担当部署と連携し、計画的に、メンタルヘルス対策を主眼とする個別指導等を行うこと。

小規模事業場に対しては、引き続き、地域産業保健センターの利用勧奨を図るとともに、併せて「ストレスチェック」実施促進のための助成金の周知・利用勧奨を図ること。

また、産業保健総合支援センターにおいて、ストレスチェック制度の施行等を踏まえ、メンタルヘルスに関する知識の付与と

能力の向上等を目的とした研修を実施するので、事業者のみならず、健康診断機関、医療機関、外部専門機関、医師会等関係団体等に対しても、その周知、受講勧奨を図ること。

メンタルヘルスケアに関する周知に当たっては、リーフレット等を活用し、職場の上司・同僚だけでなく、家族・友人等もメンタルヘルス不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげること、相談に行くことに対する共通理解を形成することが重要であることについても広く周知・啓発を行うこと。

キ 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施

「職場のパワーハラスメント対策の推進について」(平成24年9月10日付け地発0910第5号基発第0910第3号)の記の第3の2に基づき、引き続き、積極的に周知・啓発を図ること。

特に、本省においては、パワハラ予防から事後対応までをサポートする「パワハラ対策導入マニュアル」の周知・普及及び全国47都道府県で人事労務担当者向けのセミナーを実施することとしており、局においても、同マニュアルの周知、セミナーの周知、参加勧奨を行うこと。また、啓発用ホームページ「あかるい職場応援団」や本省から送付する周知用資料を活用した周知・啓発も引き続き遺漏なく実施すること。

ク 商慣行等も踏まえた取組の推進

平成27年度は、長時間労働の実態が見られるトラック運送業について、学識経験者、荷主、事業者、行政(厚生労働省、国土交通省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査、対策の検討等を行うこととしている。さらに、平成28年度以降には、パイロット事業、長時間労働改善ガイドラインの策定・普及等を行い、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図ることとしている。このため、局においては、別途指示するところにより適切に対応すること。

(2) 相談体制の整備等

ア 労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置

局・署で長時間労働や過重労働等に関する相談を受け付けた場合には、引き続き、相談内容を踏まえて、早期かつ適切に対応すること。また、平日夜間・休日の電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を設置しているので、引き続き、その周知を行うこと。

また、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害等については、平成27年9月より電話による相談窓口を設置することとしているほか、ポータルサイト「こころの耳」におけるメールを活用した相談窓口を設置しているので、その周知を行うこと。

健康管理に関しては、産業保健総合支援センターにおいて、産業保健スタッフ、事業者等からの相談に対応するとともに、同センターの地域窓口において小規模事業場からの相談に対応しているので、引き続き、その利用勧奨を行うこと。

地方公共団体、民間団体が設置している過労死等に関する相談が可能な相談窓口について、情報収集を行い、当該窓口を把握した場合には、必要な連携を図るとともに、その名称、連絡先、相談が可能な内容等について本省労働基準局総務課に情報提供すること。

その他、産業医科大学において産業医のより実践的な能力向上に係る方策について検討中であるので了知すること。

イ 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施

産業保健総合支援センターにおいて、過重労働やメンタルヘルスに関する相談に応じる医師、保健師、産業保健スタッフ等を対象にした研修を実施することとしているので、その周知、受講勧奨を行うこと。

また、これらの研修のテキストを公開することとしており、相談体制を整備しようとする企業等に対し、その活用が可能であることを周知すること。

ウ 労働衛生・人事労務関係者等に対する研

修の実施

産業保健総合支援センターにおいて、衛生管理者、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士等、労働衛生・人事労務に携わっている者を対象に、産業医等の活用方法に関する好事例や、良好な職場環境の形成に関する研修を行うこととしているので、その周知、受講勧奨を行うこと。

(3) 民間団体の活動に対する支援

ア 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

平成27年度から、本省の委託事業として、家族の会と連携しつつ当面全国29か所においてシンポジウムを開催することとしている。さらに、今後おおむね3年を目途に全ての都道府県で開催することが目標にも掲げられている。このため、当該シンポジウムが開催される地域の局においては、事前周知やシンポジウムにおける挨拶等について協力すること。また、必要に応じて、地方公共団体に対し、協力・後援や事前周知等の支援を行うよう働きかけを行うこと。

イ シンポジウム以外の活動に対する支援

家族の会等、民間団体から過労死等防止のための研究会、イベント等への協力を求められた場合には、速やかに本省にその旨情報提供するとともに、本省と協議しつつ、事前周知、後援等について必要な対応を行うこと。

ウ 民間団体の活動の周知

過労死等防止に関する活動を行う民間団体の把握に努め、当該団体を把握した場合には、その名称、活動内容等について本省労働基準局総務課に情報提供すること。

本省においては、民間団体の名称、活動内容等に関するパンフレットを作成する予定であるので、当該パンフレットを活用し、民間団体の活動の周知を図ること。

(4) 地方公共団体との協力・連携

地方公共団体は、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めるものとされていることから、啓発事

業等を実施する際には、都道府県をはじめ地方公共団体の労働主管部局に対して、積極的な協力・連携を図ること。

【別添】

• **過労死等の防止のための対策に関する大綱の作成について**

(平成27年7月24日基発0724第1号, 厚生労働省労働基準局長名, 都道府県労働局長宛)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/tuutatu2701.pdf>

• **過労死等の防止のための対策に関する大綱の作成について**

(平成27年7月24日基発0724第3号, 厚生労働省労働基準局長名, 都道府県知事・指定都市市長宛)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/tuutatu2703.pdf>

• **過労死等の防止のための対策に関する大綱**
(平成27年7月24日閣議決定)

概要

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/taikougaiyou.pdf>

本文

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/taikou.pdf>

参考統計資料

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/sankoutoukei.pdf>